

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金申請Q&A

令和6年9月30日更新

《1.奨励金申請全般》

(1)申請書の提出について

Q1-(1)-1	奨励金の申請は、対象機器等の設置・完成後でないと申請できませんか。
A1-(1)-1	事前申請は受け付けておりません。対象機器等の設置・完成後に申請してください。 ただし、添付書類が全て揃っていないと受け付けできませんのでご注意ください。
Q1-(1)-2	郵送で申請したいのですが。
A1-(1)-2	必要書類を揃えてゼロカーボン推進室宛てに郵送してください。 ※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っていないため、全ての書類を返送します。 ※予算額に達した場合は、その日(郵送の場合消印有効)にゼロカーボン推進室に届き、交付対象とするものを抽選で決定します。
Q1-(1)-3	代理申請は可能ですか。
A1-(1)-3	委任状があれば可能です。 なお、事業者が代理申請する場合、担当者様の名刺を頂戴しております。
Q1-(1)-4	申請書類に一部不備(不足)がありました。近いうちに持ってくるので受け付けてもらえますか。
A1-(1)-4	申請書類の一部預かりはしておりません。 書類に不備(不足)があった場合、全ての書類を返送しますので、再度ご申請ください。
Q1-(1)-5	申請者と設置・購入者が別でも申請できますか。
A1-(1)-5	申請できません。 対象機器を設置・購入した方が申請して、奨励金の交付を受けてください。

(2)補助の対象について

Q1-(2)-1	太陽光発電システムとHEMSなど、複数の申請を同時にできますか。
A1-(2)-1	同一年度内において、一機器につき1回かつ、一世帯・事業者につき3つまで申請可能です。 その場合、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)は1枚で構いませんが、添付書類はそれぞれ必要となります。
Q1-(2)-2	補助対象経費は税込みですか。
A1-(2)-2	税込みの金額になります。
Q1-(2)-3	購入業者は市内の販売店でないとはいけませんか。
A1-(2)-3	購入業者については、特に制限は設けておりません。

(3)申請時の提出書類について

Q1-(3)-1	<p>「領収書の写し又は販売証明書」とは、具体的にどのような書類ですか。</p>										
A1-(3)-1	<p>補助対象経費及び補助対象機器のみが記載されている領収書の写しを提出してください。</p> <p>上記を提出できない場合は、次の(1)、(2)のいずれかを提出してください。</p> <p>(1)補助対象経費以外も含まれた領収書の場合 ①「領収書」 ②「内訳書(任意様式)」</p> <p>(2)領収書が発行されない場合 ①「販売証明書(指定様式)」</p>										
Q1-(3)-2	<p>『市税に未納がないことの証明書』が取得できないのですが。</p>										
A1-(3)-2	<p>『市税に未納がないことの証明書』を発行できない場合は、次の書類を添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="225 728 1493 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 728 858 790">対象者</th> <th data-bbox="866 728 1493 790">『市税に未納がないことの証明書』の代用書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 799 858 857">非課税の方</td> <td data-bbox="866 799 1493 857">非課税証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 866 858 925">転入したばかりで上尾市での課税がない方</td> <td data-bbox="866 866 1493 925">住民票の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 934 858 1028">未納がある方</td> <td data-bbox="866 934 1493 1028"> <p>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</p> <p>・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1037 858 1167"> <p>月初めの申請の場合 ※税金の収納状況で『市税に未納がないことの証明書』が発行できないことがあります。</p> </td> <td data-bbox="866 1037 1493 1167"> <p>「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」 ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	『市税に未納がないことの証明書』の代用書類	非課税の方	非課税証明書	転入したばかりで上尾市での課税がない方	住民票の写し	未納がある方	<p>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</p> <p>・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p>	<p>月初めの申請の場合 ※税金の収納状況で『市税に未納がないことの証明書』が発行できないことがあります。</p>	<p>「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」 ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p>
対象者	『市税に未納がないことの証明書』の代用書類										
非課税の方	非課税証明書										
転入したばかりで上尾市での課税がない方	住民票の写し										
未納がある方	<p>再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。</p> <p>・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)</p>										
<p>月初めの申請の場合 ※税金の収納状況で『市税に未納がないことの証明書』が発行できないことがあります。</p>	<p>「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」 ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。</p>										
Q1-(3)-3	<p>『市税に未納がないことの証明書』や代用書類は、本人でないと申請できませんか。</p>										
A1-(3)-3	<p>委任状があれば、代理人でも申請することができます。</p> <p>※委任事項に、『納税証明書(市税に未納がないことの証明書)・納税証明書 市県民税(個人)・非課税証明書』・「住民票(本籍・続柄省略)」のうち、補助金申請手続きに使用する証明書1通の申請に関すること』の記載が必要です。</p> <p>※代理人は、運転免許証などの本人確認書類をご準備ください。 (代理人記入欄の住所、氏名は、本人確認書類と同一のものを記入してください。)</p>										

(4)その他

Q1-(4)-1	国や県の補助金と併用して申請することはできますか。
A1-(4)-1	上尾市では、他の補助金と併用して申請することができます。 (※ 国や県の補助金については、直接、関係機関にお問合せください)
Q1-(4)-2	予算残額を知りたい場合はどのようにしたら良いですか。
A1-(4)-2	ゼロカーボン推進室へお電話いただければお答えいたします。 また、残額が少なくなったら、ゼロカーボン推進室のホームページでもお知らせします。

《2.太陽光発電システム》

Q2-(2)-1	太陽光発電システムで、電気事業者との電力受給契約が全量買取りでも対象になりますか？
A2-(2)-1	自家消費をした後の余剰電力の売電契約が対象となりますので、全量買取りは対象になりません。
Q2-(2)-2	「購入電力量のお知らせ」はどのようにして手に入れることができますか。
A2-(2)-2	専用のWebサイト「購入実績のお知らせサービス」を利用し、「購入実績お知らせサービス ～購入電力量のお知らせ～」のページをプリントアウトして提出してください。 (※ 発電者情報及び発電設備情報を確認するため、「ユーザー情報」等のページでは受け付けられません)。
Q2-(2)-3	専用のWebサイト「購入実績お知らせサービス」が利用できないのですが、代わりとなる書類はありますか。
A2-(2)-3	次のいずれかをご提出いただくことで申請することができます。 ① 東京電力パワーグリッドの「Web申込サービス」サイト内の「工程照会」ページを印刷したもの (※ 住所、氏名、発電設備出力、申込番号、系統連系完了年月日を確認します。) ② 「接続契約のご案内」を印刷したもの (※ 住所、氏名、発電設備出力、申込番号、受電地点特定番号を確認します。) ※ 「工程照会」は、施工業者が確認できるものですので、詳細は施工業者にお問い合わせください。
Q2-(2)-4	全量自家消費(系統連系しない場合)のため、電力会社に売電を行わないのですが、代わりとなる書類はありますか？
A2-(2)-4	契約書(工事内訳が記載されているもの)をご提出してください。 《確認事項》 ・太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力数 ※ パネルとパワーコンディショナーの出力を比較し、低いほうを設備出力とします。
Q2-(2)-5	購入電力量のお知らせを印刷するのを忘れてしまいました。代わりに印刷してもらえますか。
A2-(2)-5	ゼロカーボン推進室で代わりに印刷することはできません。 スマートフォンやタブレットをお持ちのお客様は、近くのコンビニエンスストアで印刷できる場合がありますので、印刷してご提出ください。
Q2-(2)-6	ソーラーカーポート等の太陽光発電システムは対象になりますか？
A2-(2)-6	申請と同一の敷地内に設置されていて建物に供給されるものであれば対象となります。

《3.電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク》

Q3-(1)-1	リース契約は対象になりますか？
A3-(1)-1	リース契約期間中に双方が解約の申し入れができないものが対象となります。
Q3-(1)-2	ローンで購入(またはリース契約)しているため、領収書が発行されないのですが。
A3-(1)-2	領収書の代わりに「販売証明書」ご提出ください ※販売証明書は、任意様式としてゼロカーボン推進室のホームページからダウンロードできます。
Q3-(1)-3	頭金のみを支払った領収書を添付書類として提出できますか。
A3-(1)-3	可能です。ただし、交付申請額は領収書の金額の1/2または上限額(電気自動車は5万円/燃料電池自動車は30万円/電動バイクは1万円)の低い金額となります。そのため、頭金の1/2が上限額を超えない場合は、その金額になります。
Q3-(1)-4	電動バイクはどのようなものが対象になりますか？
A3-(1)-4	電動バイクは次の2つのどちらかを満たすものが交付対象となります。 ①原動機付自転車であって、 型式認定 を取得し、二輪のもの。 ※型式認定の取得状況は販売店やメーカーに確認してください。 ②搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする二輪の軽自動車。
Q3-(1)-5	電動キックボードは対象になりますか？
A3-(1)-5	電動キックボードは、エネルギー消費の効率化を図れるものではないため 対象外 としています。
Q3-(1)-6	自動車検証記録事項を無くしてしまった。または持っていない。
A3-(1)-6	個人で自動車検証のICタグを読み取り、印刷してください。詳しくは埼玉運輸支局にお問い合わせください。 ※自動車検証記録事項の配布は令和5年1月から約3年間と予定されていますが、変更される可能性があります。 以降はお客様で自動車検証のICタグの読み取りをいただき、印刷をお願いします。

《4.HEMS》

Q4-(1)-1	HEMSとはなんですか。
A4-(1)-1	「ホームエネルギーマネジメントシステム(Home Energy Management System)」のことです。 エアコンや照明などの電気設備と繋ぎ、電気の使用量や発電量をモニターで「見える化」したり、電気設備を自動制御で適正化して、家庭で使うエネルギーを節約するためのシステムです。
Q4-(1)-2	どの機械がHEMSかわかりませんが、どのような写真を撮れば良いですか。
A4-(1)-2	HEMSは一般的に以下の3つの機器で構成されています。 ①発電量や電力の使用量を計測する機器 (家の中の壁に設置されているボックスをご確認ください。) ②計測したデータを集約する機器 (小さなボックスで線につながっています。) ③集約したデータを見える化するモニター (発電量や現在の使用電力量等が確認できる画面です。) なお、メーカーによっては①の計測機器が分電盤と一体化していたり、②データの集約機器と③モニターが一体化している機器もあります。対象機器が不明な場合は、施工業者にお問い合わせください。 ③のモニターの写真は、画面がついた状態で撮影し、印刷したものを添付してください。

Q4-(1)-3	購入したHEMSは、専用モニターがありませんが、補助金の対象になりますか。
A4-(1)-3	専用モニター以外を使用する場合は、HEMSコントローラーの写真、「見える化」しているスマートフォンやPC等の画面の写真の2点を添付してください。
Q4-(1)-4	『機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し』とはどのような書類ですか。
A4-(1)-4	機器のパンフレットや、付属の取扱説明書の中の該当ページの写しをご準備ください(インターネット上のカタログの対象機器の仕様一覧でも構いません)。

《5.普通充電設備/V2H充放電設備》

Q5-(1)-1	保証書が発行されない場合は、他に書類が必要か。
A5-(1)-1	各メーカーが発行する納品出荷証明書を提出してください。

《6.おひさまエコキュート/ハイブリッド給湯機》

Q6-(1)-1	エコキュート・エコジョーズは対象ですか。
A6-(1)-1	おひさまエコキュートやハイブリッド給湯機より省エネ効率が高いため、交付対象外としています。
Q6-(1)-2	おひさまエコキュートとは、どのような機器ですか。
A6-(1)-2	<p>太陽光発電の余剰電力を利用して昼間時間帯(9時~16時)にお湯を沸かす給湯機です。</p> <p>おひさまエコキュート</p> <p>昼間に太陽光発電で発電した余剰電力を使って、主に昼間に沸き上げる</p>
Q6-(1)-3	エコキュートとは、どのような機器ですか。
A6-(1)-3	<p>空気の熱(潜熱)を使って電気で効率よくお湯を沸かす給湯機です。</p> <p>エコキュート</p> <p>夜間の電力を使って、主に夜間に沸き上げる</p>
Q6-(1)-4	エコジョーズとは、どのような機器ですか。
A6-(1)-4	都市ガスやプロパンガスなどのガスを燃やしてお湯を沸かす給湯機です。
Q6-(1)-5	ハイブリッド給湯機とは、どのような機器ですか。
A6-(1)-5	<p>ガスと電気の利点を組み合わせた給湯機です。</p> <p>平常時は、空気の熱を利用して電気で湯を沸かし、タンクのお湯を使い切ったらガス給湯機が作動して大量のお湯をすぐに沸かす給湯器です。</p>